

平成 21 年(ワ)第 11635 号 損害賠償等(医)請求事件

原 告 戸 崎 貴 裕

被 告 宮 内 茂

## 準備書面 ( 4 )

### ～手続保障上の違法について～

平成 21 年 8 月 31 日

東京地方裁判所民事第 35 部合 A1 係御中

原 告 戸 崎 貴 裕 ㊞

#### 目次

- 第 1 本準備書面について
- 第 2 本件における手続保障上の違法
- 第 3 本件関与者ら作成書証の違法性
- 第 4 原告の証明責任について
- 第 5 まとめ

#### 本文

##### 第 1 本準備書面について

- 1 本準備書面では、本件において医療保護入院に至る手続につき、手続保障の観点から違法性を明らかにし、その他請求原因に加え、請求の基礎として明記する。

##### 第 2 本件における手続保障上の違法

- 1 本件診断及び本件入院の必要性の判断は、適法な手続を経て行われた診断及び判断ではなく、手続保障上違法である。
- 2 はじめに、本件報告書の無断交付から本件入院に至る事実経過過程（以下「本件医療強要手続」という。）においては、下記(1)～(4)のと

おり、争いのない事実がある。

- (1) 本件拉致が法規上予定された手続ではなく違法であることが既に確定している事実(関連事件 1)。
- (2) 本件診断及び本件入院の必要性の判断が、本件拉致すなわち違法な手続の直後に実現された連続性のある行為であるという事実経過(本件関与者らの自白する事実経過)。
- (3) 本件診断及び本件入院の必要性の判断にあたり、本件報告書、本件紹介書や順子よりの聴取内容(診断材料)が、原告に対し開示も説明もされなかった事実(長谷川病院及び被告宮内の自白する事実)。
- (4) 同診断材料が原告の知らない間に報告された密告であり、同診断材料について原告本人による確認や不服申し立ての機会が与えられなかった事実(本件関与者らの自白)。

3 さらに、原告提出の客観的証拠から、以下の事実が明らかである。

- (1) 当時原告の訴えていた犯罪等(訴外迷惑行為等)について、検証のなされていない数多くの映像音声等記録が存在する事実。
- (2) 同犯罪等について原告が警視庁等に相談を開始し映像音声等の記録をはじめた直後、すなわち原告の訴えた犯罪の嫌疑がうやむやのままでありかつ刑事司法上の手続が開始されていない段階において、同犯罪行為等を被害妄想とする「本件医療強要手続」が行われたという事実経過。
- (3) 同犯罪等の映像音声記録等の記録が、「見えない組織」などという本件関与者ら作成書証内容(診断材料)と反対の事実を示す事実。

4 関連法規に関してみるに、精神保健福祉法 34 条(都道府県知事による移送)について、平成 11 年、厚生省(当時)による説明に、「一定の診断行為、手続行為を行って、それから搬送車に、搬送の手段に乗って病院へ行くという一連のものとして、その手続を経ないで民間でやる

というのは好ましくない」「都道府県知事の責任において適切な医療機関へ移送する制度を整備するということが基本的な考え方でございます。したがって、都道府県知事の責任において搬送ということがまず基本でございますので、単に業者に任せるといったことは念頭にございません。」「少なくとも御本人を本当に拘束せざるを得ないのかどうかという一定の手続をとるためには、単にこれをそのまま民間にお任せするということは適切ではない。」「やはりそういうものを民間がやっていただくのは好ましくないというか、やらないでほしいという気持ちでこの制度を創設したわけでありまして。」(国会議事録。同法成立の経緯は準備書面(1)に詳しい。)とあるのは、同法の要求する、強制的に人を病院に移送し入院させるにあたり、事前に行われるべき、一連の手続保証をいうものであると解することが相当である。

5 また、同法の運用に関する事務処理基準で、公の機関主導による、対象者の環境や状態に対する事前調査、対象者に対する手続や不服申し立て方法の説明等、慎重な手続が予定されていることは公知の事実である(これも準備書面(1)に詳しい。)

6 このように、法規の要求する、人を強制的に病院に移送し入院させるにあたり事前に行われるべき一連の手続においては、公の機関主導による慎重な手続が予定されているところ、違法拉致を含め全て民間主導で行われ、事後承諾的に医療保護入院を正当化した「本件医療強要手続」に手続保障上の違法があることは明らかである。

7 このことは、本件のように、民間で拉致して病院に連行し、原告が客観的記録を行えない状態にさえしてしまえば、本人に内容を知らせない診断材料、診療録や入院経過などどのようにでも偽造(内容虚偽)可能であり、犯罪の訴えの封殺など容易に行える、すなわち精神保健福祉法に対する脱法行為の可能な手続の様態であることから明らか

である。

- 8 さらにいえば、関連事件 1 で長谷川病院が自白し、また、東京都衛生局に確認済のとおり、長谷川病院は、精神保健福祉法上都道府県知事の定める指定病院ではなく、よって手続保障上法令の要求する「適切な医療機関」（上記国会議事録からの引用）でもないのである。
- 9 また、医療保護入院の対象者は判断能力の無いものに限定されるとする医療保護入院の有力な運用解釈からすれば（甲 17）、診断材料となった本件報告書内容や順子からの聴取内容につき、これが全て伝聞であることを考慮すればなおさら、原告本人に対する説明及び事実確認が行われ、不服申し立ての機会が与えられた上で、判断能力があるかどうかの慎重な検証が行われるべきであったというべきであるが、関連事件も含め、被告宮内を含む本件関係者ら全員がその過程を省いた事実が既に自白され証明されているのであり、「本件医療強要手続」には、運用上の解釈からも、手続保障上の違法のあることが明白である。
- 10 そうすると、「本件医療強要手続」を、関連事件 1 のように、本件拉致は違法であるが、長谷川病院は本件報告書作成の経緯や違法拉致の事実など知らずに診察に訪れた原告を診察して入院させたのだから適法などという判断は、法令の要求に反する判断であり、「本件医療強要手続」の一連の過程を個々の場面に分断して判断し、責任を分散させた結果、原告の訴えた犯罪についてその嫌疑がうやむやのままであるにもかかわらず、また、担当医が被害妄想かどうか不明として診断を取り消したにもかかわらず、同犯罪の訴えを被害妄想のみの統合失調症もしくは急性一過性精神性障害などとして処理した医療保護入院届等の医療記録を正当とし、犯罪の訴えを封殺する判断であり、手続保証の観点からの考察を欠いた違法な判断であることになる。
- 11 法規の要求するとおり、「本件医療強要手続」は、人を強制的に病院

に移送し入院させる一連の手續として評価されるべきであり、そして、上記のとおり法規の要求に違反するから、全体として違法であるとの評価がなされるべきである。

12 以上から、被告宮内による、本件診断及び本件入院の必要性の判断は、適法な手續の過程で行われた診断及び判断ではなく、事後承諾的な脱法行為であり、手續保障上違法と評価されなければならない。

13 そして、被告宮内による、本件報告書の作成過程、本件拉致、当時原告の訴えていた犯罪行為等に関する多数の映像音声等や当時の原告の生活の状態について知らなかったなどという答弁は、被告宮内自身が、本件診断にあたり、原告に対する事実や事情の確認を怠った義務違反の結果でしかないと判断されるのが相当である。

### 第3 本件関与者ら作成書証の違法性

1 本件報告書、本件紹介書、医療保護入院届、及び長谷川病院診療録は、上記のとおり「本件医療強要手續」において、すなわち、手續保障上違法である手續の過程もしくは原因として作成された書証であり、違法と評価されるべきである。

2 また、関連事件 1 提起後まで原告に対し開示されず反論の機会を与えられることの無かった本件報告書等の診断材料は、手續保障上違法な診断材料であるし、違法拉致により連行された原告に対して診断材料の説明もせず閉鎖病棟に軟禁し、「これに署名しないと退院できない。」として署名させた任意入院同意書も、違法収集証拠に他ならない。

### 第4 原告の証明責任について

1 本件において原告は、医療保護入院に至る手續保障上の違法、並びに、診断や入院の必要性の判断等における説明義務違反、注意義務違反や研鑽義務違反等の義務違反を請求の基礎としており、原告の証明責任は同事実に限定される。

2 これは関連事件 1 を経験した上での警戒であるが、原告のいう請求原因について判断せずに、原告に対し、「精神科の疾病にり患していなかった」「本件報告書内容は嘘である」などという証明責任のみを負わせないでいただきたい。もちろん、原告は同証明も適時行っているが、それをいうのであれば、本件関与者らの誰一人として、当時原告の訴えていた複数人による責任分散型ストーカー犯罪が被害妄想であったと証明していない事実、すなわち、映像音声等多数の記録があるにもかかわらず同犯罪についての嫌疑がうやむやのままである事実をまず考慮し、原告のいう請求原因についての判断をまず示すべきであって、証明もされていない被害妄想症状や宣誓された証言でもない伝聞報告内容、すなわち、関連事件 1 提起後まで原告に対し明かされることの無かった診断材料を、原告が否定できるかのみを問うのは相当ではない。それはいうなれば、被害者等の証言が嘘であることを証明しなければ犯罪者とされる痴漢冤罪の構図にも劣る方法論で、冤病を可能とする脱法行為の様態を、法規の要求を退け、許容するに等しい。

## 第5 まとめ

1 「本件医療強要手続」が、手続保障の観点から違法であり、同違法の原因が、本件関与者らそれぞれの行為に責任が分散されて存在する事実が明らかであり、本件においては、被告宮内の義務違反が明白である。

2 「本件医療強要手続」が、法規の要求に反し、犯罪を訴えていた原告に対し、同犯罪の嫌疑がうやむやのまま、同犯罪を被害妄想とする既成事実(医療保護入院届等の医療記録)をつくり、犯罪の訴えを封殺するという重大な結果を招いたことは明白であるから、「本件医療強要手続」を個々の場面に分断し、それぞれの関与者に責任がないかのような判断をすることは相当ではない。

- 3 原告は、医療保護入院に至る手続保障上の違法、並びに、診断及び入院の必要性の判断等における説明義務違反、注意義務違反や研鑽義務違反等の義務違反を請求の基礎としており、原告の証明責任は同事実に限定されるし、関連事件 1 のように、証明もされていない被害妄想症状や宣誓された証言でもない伝聞報告内容(診断材料)、すなわち、関連事件 1 提起後まで原告に対し明かされることの無かった診断材料を、原告が否定できるかのみを問うのは相当ではなく、本件判決においては、原告のいう請求原因についての判断がまず示されるべきである。
- 4 尚、本件経緯について手続保障上の違法を証するにあたり、複数の民事の訴えを提起せざるを得なかったのは、別途証したとおり本件関係者らによる事実隠蔽の結果であり、原告の非ではない。

以 上